平成２２年（フ）第１２６６号
埼玉県上尾市大字平塚3504番地６
債務者　勝沼　早苗（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７１号
さいたま市見沼区大字東門前37番地３　サンシティハイツＡ103
債務者　福岡　佳子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７８号
埼玉県蕨市塚越６丁目26番16号
債務者　鈴木　　茂
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７９号
さいたま市桜区田島２丁目２番20号　第７岡昭マンション303号
債務者　荒井美智代
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８４号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室7588番地２
債務者　永田　君子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２９８号
埼玉県久喜市久喜東６丁目４番20号
債務者　春日　千春
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３１０号
さいたま市大宮区櫛引町１丁目851番地
債務者　久間香奈子（旧姓路次）
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３２２号
埼玉県蕨市中央７丁目34番13号　セブンハイツⅠ402号
債務者　我妻　　浩
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３３５号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字小久喜1157番地１細井ビル302
債務者　小林　紀好
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３４４号
埼玉県幸手市緑台１丁目15番６号
債務者　青木　冬乃
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６９３号
埼玉県所沢市中新井２丁目459番地の１　サニーライフ２―103
債務者　青木　弥生
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４０１号
埼玉県熊谷市新島372番地
債務者　本田　久士
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４０２号
埼玉県熊谷市新島372番地
債務者　本田　博子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１６０号
千葉県銚子市松本町２丁目924番地
債務者　塚本　房江
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１６３０号
北海道石狩市親船東２条２丁目99番地
債務者　堀　　幸子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７６１号
札幌市厚別区厚別中央１条７丁目１番57号　サンパークＣ―201号
債務者　田中　　誠
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０１５号
札幌市豊平区月寒東１条19丁目２番43号
債務者　澤村　知美
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０６３号
札幌市北区麻生町３丁目７番16号　パークサイド麻生102号
債務者　田原　　誠
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部